



ドナーのプライバシーが消滅した時 VARTA の役割について

Kate Bourne

Donor Service Manager

Victorian Assisted Treatment Authority (VARTA)

Q. 匿名廃止後、ドナー情報にアクセスできる人は増加するなど成果はありましたか？

匿名が完全に廃止されたことによって、これまでアクセスできなかった人たちが、情報にアクセスできるようになってきている。ドナーも、概して好意的で自分の情報を開示してもよいという人が多い。Contact Preference (※どんなコンタクト方法を望むのか自身の希望を出すことができる。手紙のやり取りのみ、面会を希望する、一切の接触を希望しない、など)。コンタクトは VARTA を通してやってもいいし、直接やり取りしてもいい。当事者の希望に沿って進めていくことができる。

Q. 昔のドナー情報はまだどこかに残っていると思いますか？

法律が施行され、クリニックは、過去の全ての情報を抛出するよう求められ、すでにそれは実行された。法施行後に行われた調査によって、妊娠記録 (pregnancy book) も存在していたことがわかり、提出された。それによってドナーと子どもが新たに連結されている。連結の際、DNA 検査を確認のために使用することもあ

る。DNA 検査の費用は VARTA が支払う。本来は、全てのケースで DNA 検査をした方が確実なのだが、明らかに似ている-身体的だけでなく、興味関心や専門分野なども-ケースが多いので、ほとんどの場合はその必要がない。

過去に 1 例だけだが、クリニックのドナー記録が間違っていたことがある。単純なミスだと思うが、なぜ気がついたかといえば、ドナーと子どもが全然似ていなかったから。ドナーの方は会えて喜んでしたが、子どもの方が何かおかしいと気がついた。病院のミスでなければ、母親が別の男性と関係を持ったことになるが、その可能性はほとんどないと思う。このケースで DNA 検査を使って、遺伝的關係がないことが判明した。

これまでに回収した情報はかなりの部分に及んでいると思う。回収できていないのは、医師が個人病院で提供していた精子ドナーの情報だけだと思う。その当時の情報は失われていたり、また医師が死亡していることもあったりして、回収が難しい。ただ個人病院で行っていたケースは少ないと思う。

Q. ドナー情報の全面開示について、医療界やドナーからは強い反対がありましたか？

医師たちからは強い反発があった。彼らは、自分の知り合い (典型的には医学生) に匿名を約束してドナーを頼んでいた。だからすごく怒っている。医師たちは医学生や患者に対して誠実でいたいから。ドナーにしてみれば、自発的な提供ではなく、医師から「頼まれたから」提供したということに過ぎない。だからそもそも頼まれてなければ、提供していなかっただろう。つまり、法律は、ドナーより子どもの権利に傾いたものだ。



一方、ドナーからは少し反発が見られたものの、大半は好意的だった。むしろ、ドナーよりは、ドナーの妻がとても戸惑っているケースが見られた。何年もの間、VARTA を通して連絡を取り合っているドナーと子どももいるが、一旦、会ってしまえば、お互いの警戒心は解消することも多い。

Q. ビクトリア州で匿名廃止の法律が成立した特別な理由がありますか。他州で同様の法律が導入される可能性はありますか？ 他州との格差は問題になっていますか？

ビクトリア州では、当事者のロビー活動が非常に活発に行われた。そして調査研究やパブリックヒアリングが行われ、議会が動いたことが法律を後押しした。また、ビクトリア州では、段階的に法改正が進められてきたこと（※1988年以降に提供するドナーは同意により個人情報の開示が可能になった。1998年以降に提供するドナーは、個人情報の開示に同意できる場合だけ提供できるようになり、2014年の法改正では、88年以前のドナーの同意を取得して個人情報を開示することになり、最終的に2016年の法改正では、ドナーの同意なしに個人情報の開示が認められ、子どもの権利が完全に認められた）。長い間議論が行われ、人々の意識は子どもの権利を認める方向に動いてきた。

オーストラリアの他州では先進的な動きは見られない。他州では、ドナー情報の管理体制がそれほど組織化されていない。しかし、DNA検査の存在が事態を変えていくだろう。今のところ遡及的開示は、オーストラリアの中ではビクトリア州だけ。世界でも類を見ない法律だと思う。

他州の人たちは住んでいる場所という偶然的理由だけでドナー情報にアクセスできないので可哀想だ

と思う。ドナーから生まれた人たちの間でも、あなたはビクトリア州に住んでいるので羨ましいといったことが話題にのぼることがある。とはいえ、全般的に養子関連と比べて、ドナーリンクに関しては予算が少ないと思う。

Q. ドナー不足の問題はどのように解決されてきましたか？

ビクトリア州では、1998年から匿名ドナーは使えなくなった。非匿名化したらドナーが不足するというのは、よく言われるが、それは事実ではない。ドナーの属性は変化したけど、実際には足りなくなるほどの大きな変化はなかった。

2010年からは、独身女性やレズビアンカップルにも治療が提供されるようになった。それでもっとたくさんの提供精子が必要になり、それが原因でドナーが不足するようになったという事実はある。

Q. Contact Preference に関して、ドナーの希望は？

ドナーにプライバシーは存在しないというのが原則。つまり、ドナーの名前などの個人情報は子どもたちに知らされる。ただし、コンタクト方法については自分の希望どおりに指定することができる。

コンタクトに関して、ドナーの間に最初は複雑な感情が見られたけど、だんだんと好意的に変化していった。完全に拒否する人は少なく、何らかのコンタクトを許容する人が多い。“no-contact”を希望する人でも、VARTA が間に入って何らかの接触を許容する人が多い。そして、no-contact の中でも、本人自身が拒否しているというよりは、ドナーの妻の希望によるケースも多い。一方では、やや意外なことに、ドナーの子ども



たちは、エキサイトして喜んでいるケースは少なくない。ただ、ドナーから生まれた子どもには財産に対する権利はないことを説明したり、お父さん(Dad)と呼ばないようにと約束してもらったりしても、それでも嫌だという人はいる。今まで面会拒否の意思表示が破られたケースはない。だからドナーの権利を守る機能を果たしていると思う。

Q. 匿名廃止や Direct-to-consumer DNA test の存在は、VARTA の役割を変えましたか?

法律により、クリニックに眠っていた過去のドナー情報のほとんどの部分を集積できたことで、VARTA の役割は大きくなった。ドナーから生まれた人から見て、ドナー側が面会を拒否したとしても、少なくとも何らかの情報は得られるようにはなった。

一方、法律や公的制度に頼らなくとも、DNA 検査を使えば、ドナーやドナーきょうだいを探すことはできるようになったが、VARTA は無料でカウンセリングなどのサポートを提供することができる点は依然として強みだと思う。

Q. オープンになってきていますか?

ほとんどの人はオープンな考えを持っているが、生物学的にも親として振る舞いたいと思う人たちがまだいるようだ(特に異性カップルでは)。告知するのをためらって、遅らせる人もいる。隠したいという人は大抵、海外に行く。あとで後悔している人も知っている。海外で行われた治療は VARTA には登録されない。だから VARTA でサポートを提供することもできない。

Q. 配偶子提供や匿名性に対する文化的背景による態度の違いはありますか?

確かに、民族的背景によっては、プライバシーをより重んじる人たちがいる。それは、文化もあるが、その家族によるとも言える。特に不妊が強いスティグマになっているような文化では秘密にする傾向が強い。しかし、DNA 検査があるので配偶子提供の事実を隠すことはもはや不可能だと思う。

2019 年 11 月

(まとめ 日比野由利)

註 1

Victorian Assisted Treatment Authority(VARTA)は、オーストラリアのビクトリア州で 1989 年に設立された。ドナー情報の管理、マッチング、カウンセリングの提供、セミナーの開催を通して啓発活動を行なっている。

